

# 一般社団法人ジュニアゴルフクラブチーム連盟定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ジュニアゴルフクラブチーム連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育の一環として、ゴルフを愛好する青少年を対象とし、クラブに所属してゴルフ競技、練習その他の活動を行うことを通じてその心身を錬磨しスポーツマンシップを涵養することにより、社会における規律を理解しその自律心と協調心をもって社会生活を営む基盤を形成して次代を担う青少年の健全な育成をはかるとともに、ゴルフの健全な普及・振興に資し、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年を対象としたゴルフ（以下「ジュニアゴルフ」という。）に係る全国及び地域における競技会の主催、公認、後援並びに管理運営
- (2) ジュニアゴルフに関する調査及び研究、指導及び育成並びに普及・振興
- (3) ジュニアゴルフの国際大会の主催、公認及び管理運営、選手及び指導者の派遣並びに国際交流に関する活動
- (4) ジュニアゴルフの指導者の育成、指導、講習会の開催及び資格付与
- (5) 他のゴルフ団体との連絡、調整、協力及び提携に関する活動
- (6) 機関誌の刊行並びにホームページ開設による広報活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 ゴルフ部を有する高等学校及び中学校に所属する教職員でありかつゴルフ部顧問である者、又はそうであった者

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する者
  - (3) 名誉会員 学識経験者又はこの法人に対し特に功労があった者で社員総会において推薦された者
- 2 この法人は、前項（1）の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）

- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 総正会員が同意したとき。
  - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

- 第12条 社員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

### (役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

### (役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

### (理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 会長、副会長、顧問及び参与

(名誉会長、会長、副会長)

第26条 この法人には名誉会長1名、会長1名、副会長若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人に対する長年の功績を有する者をもって、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 会長及び副会長は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 4 会長及び副会長は、社員総会又は理事会の諮問に応じ、又は必要に応じて社員総会もしくは理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、会長及び副会長の任期は、委嘱の日から2年間とする。

(顧問、参与)

第27条 この法人には顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の理事であった者の中から、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 3 参与は、この法人の顧問であった者又は学識経験者の中から、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。
- 4 顧問及び参与の任期は、委嘱の日から2年間とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長、会長、副会長、顧問及び参与の推薦

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第33条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、各種委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項の細則は理事会において定める。

## 第9章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に関する細則は理事会において定める。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、代表理事が作成し、毎事業年

度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計画書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書面
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

(解散)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

第 12 章 公告の方法

第 42 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。